



® 平成31年 1月25日(金)

No. 14858 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆アセアン諸国の知的財産制度
-第13回- ラオス(上).....(1)

アセアン諸国の知的財産制度

- 第13回 - ラオス (上)

日本大学法学部(大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

アセアン諸国では、日本からの貿易・投資の拡大が見込まれ、今後とも高い経済成長が予測されている。このような状況に対して、アセアン諸国では、知的財産制度を整備して先進的な取り組みを行っている国が存在する一方で、知的財産制度の整備が初期段階の国も存在している。

本稿は、アセアン諸国の知的財産制度について、

複数回に分けて紹介するものである。今回は、ラオスの知的財産制度のうち、特許制度、小特許制度(実用新案)、意匠制度を中心に解説する。

2. 総論

ラオスでは、2007年12月に知的財産法が公布され、特許、小特許(実用新案)、意匠、商標、集積回路配置、地理的表示、営業秘密、植物新品種、著作権

すべてはクライアントのために

All for Our Clients

住友特許事務所

所長 住友 慎太郎※ 弁理士 石原 幸信
弁理士 浦 重剛 弁理士 市田 哲
弁理士 苗村 潤※ (※ 特定侵害訴訟代理可)

〒532-0011 大阪市淀川区西中島6丁目1番1号 新大阪プライムタワー20F
TEL (06) 6302-1177(代) FAX (06) 6308-4126
E-mail : info@sumi-pat.com(代表) URL : <http://www.sumi-pat.com>

及び著作隣接権が包括的に規定されている。2017年11月の改正で、商号も規定された。ベトナムの知的財産法と類似した条文構成が採用されている。

2007年12月に知的財産法が公布されるまでは、ラオスには知的財産に関する法律が存在せず、省令として特許、小特許(実用新案)、意匠、商標、著作権に関する規定が存在していた。

知的財産条約については、ラオスは、1995年にWIPO設立条約に加盟し、1998年にパリ条約に加盟し、2013年にTRIPS協定に加盟した。著作権については、1954年に万国著作権条約に加盟し、2012年にベルヌ条約に加盟した。

国際登録制度については、2006年にPCT条約(特許)に加盟し、2015年にマドプロ(商標)に加盟した。ハーグ協定(意匠)には、加盟していない。

3. 特許制度(知的財産法)

ラオスの特許制度は、2002年に制定された「特許、小特許及び意匠に関する政令」に規定されていたが、2007年に全ての知的財産制度を包括的に規定する知的財産法が制定された。知的財産法は、最近では2018年5月25日に改正法が公告され、その15日後に施行されて現在に至っている。ここでは、この改正法に基づいて、ラオスの特許制度について解説する。(以下、括弧書の条文は、特に指示がない場合、ラオスの知的財産法の条文を示す。)

(1) 保護対象

「発明」とは、「特定の課題を解決する新規な物又は方法を創作するための技術的解決手段」(3条5項)と定義され、発明は、物または方法に関するものとされている。なお、「知的財産」については、「発明及び創作を通じた人間の思想の産物」と定義されている(2条)。

(2) 特許要件

①産業上の利用可能性

特許を受けるためには、産業上の利用可能性を有する発明であることが要件とされており、「工業、手芸、農業、漁業、サービス等において産業上利用可能であること」(13条3項)が特許取得の要件として規定されている。

②新規性

特許を受けるためには、新規性を有することが要件とされており、「出願日の前に、また、優先権が主張されている場合は特許出願の優先日の前に、ラオス人民民主共和国又は世界の何れかの場所において、存在しておらず、刊行物若しくは使用により又は他の何れかの手段で公衆に公開されていないこと」(13条1項)と規定されている。

<解説>

ラオスの知的財産法では、新規性について、絶対的新規性(世界公知公用、国内外の刊行物)が採用されており、日本と同様である。

③新規性喪失の例外

仮保護は、「公式又は公認の国際博覧会において展示された産品あるいは商品又はサービスに対する発明、実用新案、意匠及び商標について受けることができる。」とされている。ただし、その条件として、「当該博覧会において当該産品あるいは商品又はサービスが最初に展示された又は引き渡された日から6月以内に、保護の請求がなされ、申請が提出されること」が必要である(30条)。なお、仮保護は、当該産品あるいは商品又はサービスが最初に展示された日から始まる。

<解説>

日本では、新規性喪失の例外期間が1年であるのに対して(日本国特許法30条)、ラオスでは、6か月であり、さらに国際博覧会に限定されている点で異なっている。

④進歩性

特許を受けるためには、進歩性を有することが要件とされており、進歩性の要件については、「公知の発明と比較して進歩性を有すること」(13条2項)と規定されている。

⑤先後願

「同一の知的財産登録について複数の出願が行われた場合は、最先の出願日(必要な場合、優先日)を有する出願に、その出願が要求される保護の要件を満たしていることを条件として、付与される」(28条)ことが規定されている。なお、外国における出願に基づいてラオス国内に出願する際の優先権制度についても規定(29条)